



Title	大澤宏紀「朝鮮総督府による『朝鮮語』教育 第一次・第二次朝鮮教育令下の普通学校を中心に」の意義と研究界の課題
Author(s)	井上, 薫
Citation	教育史・比較教育論考, 19, 16-21
Issue Date	2009-03-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/39486
Type	bulletin (article)
File Information	019-002.pdf



[Instructions for use](#)

大澤宏紀「朝鮮総督府による『朝鮮語』教育 ―第一次・第二次朝鮮教育令下の普通学校を中心に―」の意義と研究界の課題

井 上 薫

「朝鮮語」に違和感を覚えたという著者の大澤さんが、ストレートにその呼称の成立過程にこだわり、「朝鮮語」の必修化や教えられた「朝鮮語」教育が抱えた問題など関連事項を追究したたいへん興味深い論文であった。以下に、注目すべき成果ともたらされた研究界の課題について記していきたい。

1 「朝鮮語」という研究課題への視角

総督府が「朝鮮語を教えようとした」という研究課題の設定は、引用された元総督府官僚の萩原彦三のような植民地支配肯定の論理ととらえられる可能性があるためか、これまで多くの研究者はその視角からの言及を行わなかった。従来、「朝鮮語」を論じる代表的なスタンスとしては、例えば梶井陟が論じたように「どのようにして朝鮮語を奪いつづけてきたのか」であり¹、朝鮮における「朝鮮語」教授時間数の減少は、梶井に限らず「日本語強制」の文脈の中で語られてきた。この点は自分の研究も含めてそうである²。つまり、「朝鮮語」教育については日本語強制のために「朝鮮語が教えられなくなる」という文脈においてはそれなりの蓄積はある。

ところで、大澤論文では、冒頭の「違和感」から、朝鮮総督府が「朝鮮語」という名称で「必修科目」を設置したのはなぜかということへストレートに課題を設定した。つまり、一見、支配肯定論と紙一重ととらえられるようにも感じるこの部分に敢えて踏み込んでいるが、それでいて、植民地権力による言語支配を批判的な立場から実証しようとした意欲的な論文だということができる。

「朝鮮語教育」にかかわる研究としては、近年、山田寛人がこの分野を切り拓いてきた³。山田は、「民族語抹殺」や「言語「暴力」」の一言だけでは済ますことのできない「朝鮮語教育政策」の存在に着目し、この分野の実証を積み重ねてきたが、その「朝鮮語教育」政策は、現在のところ「日本人が学ぶ朝鮮語」という観点からの「朝鮮語教育」となっている。大澤論文の「朝鮮語」教育研究はそうではなく、「朝鮮人が学ぶ朝鮮語」を支配者がどうしようとしたのかという関心からのものである。

2 植民地初等教育における「朝鮮語」教授への考察

2-1 「朝鮮語」という名称設定の経緯への着目

大澤論文では、科目名称設定の流れに大きく3つの時期、つまり、A：増戸、寺内意見を踏

また隈本書記官の構想の時期（「韓国併合」前後あるいは直後）、B：朝鮮総督寺内正毅「東上」中（本国長期滞在）の時期、C：議論の場を再び朝鮮に戻した時期 を意識して論述を行った。Aでは、「隈本繁吉文書」に含まれる6点の史料の作成時期を推測し、これらの作成順を確定した。これにより、大澤論文の主要論点である①「朝鮮語」科目名称設定の過程に「諺文及漢文」から「朝鮮語及漢文」への移行があったこと、②この過程に隈本自身がかかわっていること、隈本が③寺内正毅（推定）の主張した「朝鮮語」という呼称を採用しながらも、④「漢文」を外そうとしたか軽視した名称には応じなかったことを明らかにした。Bでは、寺内の長期本国滞在により議論が本国に移ったため、帝国教育会から「朝鮮教育方針建議案」などを受け、寺内が「朝鮮語」を必修としないという考えを示すことを「揺れ」と評した⁴。Cで「朝鮮語及漢文」を「少しでもポジティブなものにしようという姿勢」を総督府が示し、具体的に「普通学校規則」中の科目内容に、徳性の涵養と日本語による解釈にかかわる規定を盛り込んだ経緯を明確にした。

このうち、「隈本繁吉」諸文書の作成順を確定し得たことは、関係方面にとって大きな貢献といえる。大澤論文の論点からは外れるが、示された「普通学校教科課程及毎週教授時数表」では、筆者が目じた教科目の名称以外に、「朝鮮語及漢文」関係科目や「国語」（日本語）の教授時数の違い、男女による修業年限差（女兒は1年少ない第3学年までを想定）が見られ、今後、植民地朝鮮における学校制度および教育課程確定までの「揺れ」や意見の多様性、どのような流れや力関係でそれらが集約されていったのかなどの方向へも研究が広がるのではないだろうか。

2-2 「朝鮮語」の撤廃は既定路線であったのか

梶井の研究視角を認めながら、しかし、日本の植民地支配が最初から「朝鮮語」撤廃を既定路線としていたような従来の評価を批判するのは大澤論文の大きな意義の一つである。なぜ、「朝鮮語」を「必修科目」としたのかの議論には、上で紹介したように朝鮮教育令制定過程でA朝鮮、B日本、C朝鮮と移りゆく議論のなかで総督府内の「揺れ」を発見している。結論としては、総督府がいきなり「朝鮮語」を教えないということは難しいとして「朝鮮語」を教える現実路線を選択したのだが、どうしてそのようになったのかについては、この時期の史料がまだ十分見つかっておらず、今後周辺史料からの検討が必要である。

例えば、「明治後期教育雑誌所収中国・韓国・台湾関係記事」を網羅的に蒐集し、『近代日本のアジア教育認識・資料編』（近代アジア教育史研究会編、龍溪書舎、1999年）の編集に携わったメンバーから、久保田優子が同時代の多くの雑誌記事をもとに「韓国併合」前後の朝鮮における日本語教育の実証研究を進めており、一部で「朝鮮語及漢文」にも触れている⁵。久保田の研究において「朝鮮語」教育は中心的な課題ではないが、総督府内務部学務局編輯課長の小田省吾が「朝鮮人に日本語を強制的に教えるべき」という保科〔孝一：井上注〕に対して、〔中略〕ドイツ・ポーランドの関係と日本・朝鮮の関係は異なるから、『喜び好んで学ばしめる』べきと

述べており、総督府自身が依頼した保科の意見を取り入れなかったのは注目すべき点⁶など朝鮮語の扱いを巡る記述や、『資料編』で蒐集された史料類が今後の「朝鮮語」教育について研究する際に検討対象となろう。

関連して、「朝鮮語及漢文」という教科名称の「漢文」の方であるが、かなり朝鮮社会に定着していたことを示す次のようなエピソードがある。既に日本は1904年に日韓協約を結び、外交、財務、警務、学政に顧問官を設置し政治的に介入していたが、1905年9月の新学期から日本人学政参与官・幣原坦により大韓帝国時代の高等小学に日本語を課すことにした時、その代わりに削除されたのが「漢文」であった。この件に対し、学生を中心とした大きな抵抗を受け、「京城の殆ど全部の学生が〔中略〕約七百名も居ましたらう、学部の中に這入って来て、非常に是れを攻撃したり、中には傍聴に来て居ったものも、俱に演説に加はって、怎うしてもかう云ふ顧問官は殺さなければならぬと演説した」という⁷。これは既に朝鮮の文化となっていた漢文の取りやめと日本語の強要に対する一つの動きと考えられる。この「漢文」の扱いについては、寺内総督との意見の齟齬もあったようなので、どのようにして現実路線におさまったのかをもう少し傍証する課題が残っている。

2-3 1910-1920年代における異質な標準語である「朝鮮語」と「朝鮮語」教育軽視の状況

「普通学校で教える綴字法が、実際の社会では役に立たないという構造」の存在、そして、1920年代後半の「朝鮮語」授業で「日本語を用いなければ罰則があった」という言及は、新たな指摘だと思われる。また、数としては朝鮮人教員より少ない日本人教員があえて朝鮮語を教えて批難を受けたという事実が一般的事態であることを傍証できれば、より「朝鮮語」の軽視が進んだということが明確になろう。これらの史料発掘を評価し、今後傍証史料で補強されることを望みたい。

一方で、時間が前後するが、綴字法が一般に適用されていない例に三ツ井崇の研究成果から教師用『普通学校修身書』が示されていたが、近年、私がかかわっている植民地教科書比較研究(担当は農業)の史料収集の中で、『普通学校農業書』(朝鮮訳文)が巻一のみであったが玉川大学教育博物館に所蔵されていることがわかった。修身や農業など、教科によっては朝鮮語によったとしても内容理解を重視したと思われる時期が存在していたといえる。しかし、それも統計によれば1914年度から1921年度までであり、その後の発行はなかった。その意味では、1910年代の朝鮮では、朝鮮語によってでも伝えるべき内容の理解を求めたいという現実的対応を取らざるを得ない事情も多かったのではないかと想像できる。

この場を借りて、一つ史料紹介をしたい。

パク・ヒョンイク シム・ウィリン 編纂 普通学校 朝鮮語辞典

박형익 『심의린 편찬 보통학교 조선어사전』(태학사, 2005年10月)による
京城師範学校訓導沈宜麟編纂『普通学校朝鮮語辞典—附漢字字典』(京城、以文堂、1925年10月初版、1930年4月三版、198+43頁)の複製(大韓民国)である。

昨年、上記の史料を入手した。パク・ヒョンイクによれば、「この辞典は朝鮮(*韓国)人が

編纂し、単行本として出版した朝鮮最初の朝鮮語学習辞典であり、朝鮮人が編纂した最初の印刷された朝鮮語単一語の辞書⁸ということだ。従来の朝鮮語研究でも紹介されていなかったもので、巻頭にはパクによる解説もある。パクによって沈宜麟の経歴を知ることができるが、沈は1921年12月に創られた「朝鮮語研究会」に加入し、1927年同会の機関誌『한글』（『ハングル』）創刊作業に参加した。辞典の外の業績としては、1934年から35年にかけて機関誌『한글』で「普通学校朝鮮語読本」の「指導例」を連載、また1935年には普通学校朝鮮語読本の第2、4、5、6学年教育用の「音盤」教材がある⁹。「凡例」によれば、「普通学校朝鮮語読本の中にある言葉は一つももらさず、その他新聞雑誌上に普通用いる必要な言葉もいくつか補充して編纂した」こと、また、単語の最後に教科書の出処を示したことが記されている¹⁰。大澤論文で発掘された「朝鮮語」をないがしろにする日本人教員に対して、総督府発行の朝鮮語教科書の枠内ではあるが、発音教育（「音盤」の存在から想像）も含めた指導法の試みが朝鮮人教員の中で存在していたことは注目に値する。あるいは、総督府はそのような動きを軽視したのかもしれないが、今後、本文「2-3」でとり上げた「普通学校における『朝鮮語』教育の実態」を、1930年前後の普通学校における「朝鮮語」教育の内容、「朝鮮語」教科書内容の研究の側面から深めるための参考になるのではと考える。

3 大澤論文の「課題」が指し示すこと

大澤論文が「今後の課題」として記したものの中に、「なぜ『朝鮮語』は随意科目化されるに至ったのか」、「為政者たちは何を基準に『朝鮮語』を撤廃することが可能であると判断したのか」があげられている。

最初の課題について、法令的に言えば、日中戦争後に展開した皇民化政策の一大眼目であった「内鮮一体」によって、初等教育機関の名称を「小学校」に統一したため（1938年4月）、それまで在朝鮮日本人の子どもたちが通う「小学校」（本国と異なり、朝鮮語は教えても教えないともよい随意科目であった）の規程を朝鮮人の子どもたちの通う「小学校」にも適応したことが直接の契機であり、この部分では私もわずかではあるが日本語強制の構造との関係、科目設置を判断する学校長の権限との関係で述べた部分があるので、是非検討に加えていただきたい¹¹。

この時期から日本語強要の度合いが強まるなかで、梶井陟が評した「日本語の奨励は朝鮮語の追い出しと表裏一体のものであった。そしてそれは単純な伝達手段、表現手段としての言葉の入れ替えではなく、その言葉によって育まれる文化、思想など、すべてのものを皇国臣民化していくためのものであった」¹²という部分が生きてくると考える。中等学校の朝鮮語漢文科目は1937年9月に廃止されており¹³、初等教育機関の朝鮮語の扱いを審議した1937年11月の臨時教育審議会でもこの流れに引きずられているので¹⁴、「朝鮮語」の「廃滅」が明確になるのはこの時期であろう。

また、大澤論文が究明しようとしていることは「為政者たち」の「判断」であり、政策史に

位置づく。しかも、2章で示された「『朝鮮語』を教育するかしないかを決めた要因は、つねに朝鮮総督府や日本政府の内部だけでなく外部＝朝鮮人にもあった」(おわりに)というように、被支配者との関係で読み解く視点を持ち、『東亜日報』『朝鮮中央日報』『正音』など朝鮮語史料をも意識的に分析対象としている。政策には必ず一定の「要求」を都合良く利用しながら支配を強めようとする動きがあり、それは有形・無形の暴力・強制力を伴った支配構造のなかで行われる¹⁵。例えば2章で取り上げた『東亜日報』の「教育改善建議」という「朝鮮人側の教育要求」も、総督府がそのように利用したのではないか。どのような社会階層の代表であるかの分析を進めると関連して見えてくるものがあるだろう。

表向きには「朝鮮語」を教えつつ、その内実を軽視していく動きが急激に進んだ1937年の後半期、「為政者たちは何を基準に『朝鮮語』を撤廃することが可能であると判断したのか」を、「可能」と判断させる支配構造の形成とあわせて探る必要があるだろう。

¹ 梶井陟『朝鮮語を考える』龍溪書舎、1984年改定版、44頁。

² 井上薫「日本統治下末期の朝鮮における日本語普及・強制政策 —徴兵制度導入に至るまでの日本語常用・全解運動への動員—」『北海道大学教育学部紀要』第73号、1997年6月。

³ 一連の成果をまとめた、山田寛人『植民地朝鮮における朝鮮語奨励政策 —朝鮮語を学んだ日本人—』(不二出版、2004年)がある。

⁴ この関係では、大澤論文でも引用しているが、かつて「日本帝国主義の朝鮮に対する教育政策 —第一次朝鮮教育令の成立過程における帝国教育会の関与—」(『北海道大学教育学部紀要』第62号、1994年1月)をまとめたことがある。このうち不十分だった「教育勅語」については、久保田優子「帝国教育会『朝鮮教育方針建議案』の作成過程 —『教育勅語』について—」(『九州産業大学国際文化学部紀要』第29号、2004年11月)で論述されている。

⁵ たとえば、久保田優子「朝鮮総督府初期の日本語教育政策 —教科書編纂について—」『九州産業大学国際文化学部紀要』第23号、2002年12月。

⁶ 久保田優子、前掲論文(2002)、9頁。

⁷ 広島高等師範学校長文学博士・幣原坦「国民の発展」『朝鮮教育研究会雑誌』第25号、1917年10月、8頁。1917年9月24日、朝鮮総督府囑託として学事視察のため朝鮮に来たことを機に、朝鮮教育研究会の要請に応じて講演したもの。なお、1905年、幣原が学政参与官の時代に外務省へ送った報告書があり、これに基づいた考察を、井上薫「韓国統監府設置前後の公立普通学校体制形成と日本語普及政策」(『日本の教育史学』教育史学会紀要、第34号、1991年10月)で行った。

⁸ 박형익(パク・ヒョンイク)『심의회 편찬 보통학교 조선어사전』태학사、2005年10月、7頁。井上訳。なお、訳中の「朝鮮」は、原文ではすべて「韓國」という漢字語を使用しているが、この「韓國」は、一般に日本でイメージする朝鮮半島全体を想起する言葉であるため、初出のみ「朝鮮」(*韓國)とし、以後は注記を省略した。

⁹ パク・ヒョンイク、前掲書、11-13頁。

¹⁰ 京城師範学校訓導・沈宜麟編纂『普通学校朝鮮語辞典 一附漢字字典』京城、以文堂、1930年4月三版<初版発行は1925年10月>凡例2頁(パク・ヒョンイク、前掲書所収)。

¹¹ 井上薫、前掲論文(1997)、126-129頁。

¹² 梶井陟、前掲書、72頁。

¹³ 「高等普通学校規定を改正／朝鮮読み漢文廃止／国語読み存置 塩原学務局長談」『京城日報』1937年8月31日付朝刊3面。なお、井上、前掲(1997)論文126頁で、中・高等教育機関での「朝鮮語科の廃止」を、1939年の再昨年の引用者註で「1936年」としたのは「1937年」の誤りであった。

¹⁴ 「社説・朝鮮文化와 朝鮮語」『朝鮮日報』1937年11月11日付(朴晟義「日帝下の言語・文字政策」『日帝의 文化侵奪史』亜細亜問題研究所・日帝下の韓国教育叢書I、玄音社、1982年<奥付には記されていないが、1970年頃にソウル・民衆書館から発行されたものの再刊と思われる>、226頁より重引)。와は「と」、의は「の」の意。

¹⁵ 井上薫『日本帝国主義の朝鮮に対する教育政策』研究の視座』『植民地教育史像の再構成』植民地教育史研究年報創刊号、皓星社、1998年10月。特に33頁以降参照。